9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

		区				分			課	税	標	準	数	量	税		額
														千本			千円
紙		巻		た		ば		Ĺ					1, 446	5, 287		9,	842, 625
パ	/	ſ	プ		た	V	Ĭ	Ĺ						191			1, 306
葉		巻		た		ば		Ĺ					13	5, 170			923, 595
刻		み		た		ば		ſĭ						-			_
加	秀	热	式		た	li	Ĭ	ſĭ					35	5, 397			243, 063
カュ	み	用	0)	製	造	た	ば	ſĭ						_			-
カゝ	ぎ	用	の	製	造	た	ば	Ĺ						0			3
				計									1, 61	7, 046		11,	010, 593
手	‡	寺	品		課	移	ź	額									182, 494
合		i	計		税	į		額								11,	193, 087
控			除		税	į		額									80, 754
差		į	引		税	į		額								11,	112, 333
				過	少		申	告									-
加	复	章	税	無		申		告									_
						重											_
課			—— 税		1			員									人
			171		人			貝									12 千 円
還			付		金	:		額									-
納	期		限	延	長	: _ ;	税	額									_

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績を示した。

(2) 製造場数

	区				分			場	数
									場
			製造	告たり	ばこ	製造	造場		_
製	造	場	原	料	事	務	所		2
			そ		の		他		-
法	定		製		造		場		8
	合			į	Ħ				10

調査時点:令和3年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

(1)	課棿状况				
	区	分		数量	税 額
		No.	1		kℓ 千円
移	出	数	量	1, 083, 46	4
エ	タノー)	レ相当	数量	20, 36	⁵⁷
欠	減 控	除数	立 量	14, 35	j2
場	内 消	費数	量		-
用	途外使	用等	数量		-
課	税	標	準	1, 048, 74	56, 422, 462
控	除	税	額		-
差	Ē	31	計		56, 422, 462
		過少	申告		-
加	算 税	無 申	告		-
		重			-
合			計		56, 422, 462
課	税	人	員		人 12
還	付	金	額		千円 -
納	期限	正 長 🏄	锐 額		7, 811, 366

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の申告 又は処理による課税事績を示した。

(2) 関係場数

	区 分		場数
	製油	所	#
製 造 場	天 然 揮 発 油 製 造	場	
	廃 油 再 生 工	場	
	その	他	:
	ガ ス エ	場	
石油化学工場	特定石油化学製品製造	場	
	その	他	
未納	税 蔵 置	場	
特定石油	化学製品蔵置	場	
	航 空	用	3
	i A	用	
免税揮発油 使 用 場	塗 料	用	
	印刷用インキ	用	
	接着剩	用	
	洗 浄 用 又 は 離 型	用	
特定石油	1 化学製品使用	場	5
駐留軍等用	免 税 使 用 場 · 指 定 店	舗	
外国公館	等 用 指 定 給 油	所	
合	計		12

調査時点:令和3年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

(0)	MAK-I	ルクヘンしゃ	7 7 1 7 1	110								
4	年	度	移	H	エタノール	欠減控除		用途外使用		兑標準	控除税額	差引計
	+	反	数	量	相当数量	数 量	数量	等 数 量	数 量	税 額	1至1957/12/19	左 刀 印
				kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	千円	千円	千円
平月	戊 28	年 度		1, 303, 800	18, 272	17, 354	-	-	1, 268, 173	68, 227, 693	-	68, 227, 692
平月	戊 29	年度		1, 298, 235	21, 919	17, 230	-	-	1, 259, 086	67, 738, 807	-	67, 738, 806
平月	戊 30	年度		1, 340, 636	16, 584	17, 872	-	32	1, 306, 212	70, 272, 479	-	70, 272, 465
令 君	和元	年度		1, 434, 074	20, 176	19, 088	-	-	1, 394, 811	75, 040, 828	-	75, 040, 828
令 君	和 2	年 度		1, 083, 464	20, 367	14, 352	-	-	1, 048, 745	56, 422, 462	-	56, 422, 462
(3)3-	.) >	のまは	Γ/1		の田矢山林から	ニーナナのボナフ						

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

(1) 味忱伙伙									
	区	矣	}			数	量	税	額
							kℓ		千円
積 込 数	量	及	び	税	額		121, 979		1, 842, 804
	うち軽減税率	沖縄係	路 線 る	航 空 軽	機 に 減		32, 816		295, 344
	減税率	特定解係	進島路:	線 航 st 軽	星機に 減		12, 772		172, 426
控	除		税		額				303, 280
	うち軽減税率	沖縄係	路 線	航 空 軽	機に減				69, 467
	減税率	特定解係	推島路:	線 航 st 軽	E機に 減				48, 529
差		引			計				1, 539, 509
		過	少	申	告				-
加算	税	無	申	1	告				187
			重	Ī					-
合			i	計					1, 539, 696
課	税		人		員				人 285 千円
還	付		金		額				千円

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績を示した。

(2) 関係場数

			区		分					納	税	地	数
特	例	承	認	に	係	į	3	ŧ	の				場 38
そ		の	他	定係	期運	送	事	業 者	にの				1
٠		V)	IE.	そ	の	他	の	ŧ	0)				106
			合			計							145

調査時点:令和3年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

(0) 100000000	70 v 7 7 1 1 1 1 1 1 1			
年	度	数	重	税額
			kℓ	千円
平成28年	F.度		179, 345	2, 769, 854
平成29年	F度		171, 474	2, 639, 083
平成30年	F度		168, 516	2, 588, 667
令和元年	F度		178, 564	2, 721, 117
令和 2 年	F度		121, 979	1, 842, 804

12 石油ガス税

(1) 課税状況

		区			分			重	量	税	額
									t		千円
移		出			重		量		21, 538		376, 911
控		除			税		額				1, 205
差			5	;			計				375, 614
				過	少	申	告				-
加	算		税	無		申	告				223
						重					-
	合	i				計			21, 538		375, 837
課		税			人		員				人 1, 986
還		付			金		額				千円 -
納	期	限	支	Œ	長	税	額				-

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績を示した。

(2) 関係場数

			区			分				場	数
営	業		用	7	ス	タ		ン	元		場 122
自	家		用	7	ス	タ		ン	ド		27
着	脱	式	容	岩	岩	充	て	ん	場		13
そ				0	り				他		12
		合					計				174
免ガ	税調	. 税	石	油場	原		料		用		-
ガ	ス	使	用	場	熱		源		用		-

調査時点:令和3年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税額
	t	千円
平 成 28 年 度	39, 500	691, 258
平 成 29 年 度	36, 698	642, 223
平 成 30 年 度	33, 515	586, 508
令 和 元 年 度	30, 341	530, 963
令和2年度	21, 538	376, 911

13 石油石炭税

(1) 課税状況

		区		分			数	量	税	額
原						油		kℓ -		千円 -
石		油		製		品		-		_
ガ	ス	状	炭	化	水	素		t 485		902
石						炭		_		_
			計							902
控		除		税		額				_
差			引			計				900
			過	少	申	告				_
加	算	利	無		申	告				-
					重					-
	合				計					900
課		税		人		員				人 48
還		付		金		額				千円 -
納	期	限	延	長	税	額				- 1理によろ課税事

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績を示した。

(2) 関係場数

(2)	12411	·/// 3A										
	区分		原	油	ガス状炭化水素		石	炭				
								場		場		場
特	例 承	認	に係	るる	納税	地		_		_		-
そ	D	他	の	納	税	地		_		2		-
未	納	税	į	蔵	置	場		-		_		-
自	家	用	採	取	場	所		_		3		-
	ŕ	<u> </u>		į	計		_	_		5		-

調査時点:令和3年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

(1)	珠忱认优		.,					1				
		区	分					税額	納	税	人	員
								千円				人
税	印	甲 な	つ	(第	9条	関係)	36				7
印;	紙税納付計器0	の使用によ	るもの	(第	10 条	関係)	489, 087				576
書	式	表	示	(第	11 条	関係)	1, 240, 524				3, 418
預:	金通帳の一定	寺納付によ	るもの	(第	12 条	関係)	547, 630				21
		計						2, 277, 277				4, 022
充	<u>)</u>	当	税				額	10, 665				
差		引					計	2, 266, 612				
		過	少	Ħ	Þ		告	-				
加	算 税	無	ŧ	1			告	15				
			重	Ì				-				
過		怠					税	33, 930				件 557
還	1	' †	金	:			額	154, 940				
		設	置	者	<u> </u>		数					人
⊏п												352
H)	紙税納付計器	設	置	É	<u> </u>		数					台
			<u></u> .	-	,		^^					409

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の現金納付による課税事績を示した。

「(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙を貼付して納税することになっているが、株券のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙貼付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。 この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の押なつを受けることを税印押なつという。

(2) 課税状況の累年比較

(4) 床枕状状儿り糸**	I PUTA								
		税	税						
年 度		印 紙 税 納 付 計 器 の 使 用 に よ る も の	書式表示	一定時納付 合計	納税人員				
	千円	千円	千円	千円	人				
平成28年度	10	511, 522	1, 073, 144	1, 029, 294 2, 613, 970	4, 055				
平成 29 年 度	4	484, 705	1, 031, 822	1, 019, 099 2, 535, 630	4, 088				
平成 30 年度	19	501, 699	1, 459, 377	564, 056 2, 525, 151	4, 142				
令 和 元 年 度	13	551, 997	1, 323, 667	556, 450 2, 432, 127	4, 189				
令和2年度	36	489, 087	1, 240, 524	547, 630 2, 277, 277	4, 022				

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

	区		分		数	量	税	額
	平 成	28 年	度			千kWh -		千円 -
	平 成	29 年	度			_		-
	平 成	30 年	度			-		-
	令 和	元年	度			_		-
	令 和	2 年	度			_		-
	従量料	金制の位	共給販売	売電気		-		
販売電気の	定額料	金制の位	共給販売	売電気		-		
電力量	計量自	家使	用販売	電気		-		
	推計自	家使	用販売	電気		_		
		計				_		_
	過	少	申	告				1
加算税	無	申		告				-
		重						-
	合		計	_				-
÷π.	T.\			Е				人
課	税	J		員				

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績を示した。

(2) 課税人員

(4)	H/N/L	儿八人	4							
	区				分			人	員	
_	般	送	配	電	事	業	者			人 -

調査時点:令和3年3月31日

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

		区	分		人	員	税	額	
						千人		千円	
		平 成	30 年 度			X		X	
		令 和	元 年 度			X		X	
		令 和	2 年 度			X		X	
加	算	不税	納	付				-	
ЛΠ	异	171	重					-	
		合	計					Х	
還		付	金	額				X	

調査期間等:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの本邦からの出国に係る 人員及び税額について、令和2年6月1日から令和3年5月31日まで の納付事績及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までに税務署長 が行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徵収義務者数

(-/	1 4 / 4 4	10.000	•••						
		区		分			件	数	
									件
特	別	徴	収	義	務	者			1

調査時点:令和3年3月31日

用語の説明:特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務 のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」 を提出した事業者を示したものである。